

大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物排出基準【法第3条、規則第3条（別表第1）】

区域	規制値 (K値)
郡山市内（下記以外の区域）	11.5
郡山市内（下記の区域） ○熱海町 熱海町中山、熱海町高玉、熱海町石筴 ○逢瀬町 逢瀬町多田野、逢瀬町河内、逢瀬町夏出 ○湖南町 湖南町赤津、湖南町福良、湖南町馬入新田、湖南町三代、湖南町中野、湖南町浜路、湖南町横沢、湖南町舘、湖南町舟津 ○田村町 田村町上道渡、田村町川曲、田村町栃山神、田村町栃本、田村町糠塚、田村町田母神 ○中田町 中田町下枝、中田町中津川、中田町柳橋、中田町駒板、中田町木目沢、中田町黒木、中田町牛溢本郷、中田町高倉、中田町赤沼、中田町海老根、中田町上石 ○西田町 西田町鬼生田、西田町三丁目、西田町大田、西田町木村、西田町根木屋、西田町芹沢、西田町丹伊田、西田町土棚、西田町高柴、西田町板橋 ○三穂田町 三穂田町野田、三穂田町八幡、三穂田町鍋山、三穂田町川田、三穂田町富岡、三穂田町下守屋、三穂田町山口、三穂田町大谷、三穂田町駒屋	17.5

※K値規制（煙突の高さに応じて決まる排出許容基準）

K値規制とは、個々のばい煙発生施設から排出されたばい煙が、しだいに拡散希釈されながら地上に到達したときのいおう酸化物の最大着地濃度がある一定の濃度以下になるよう、

排出口（煙突）での排出量を煙突の高さに応じて規制しようというものです。

K値規制による排出基準（q）は、下記の式により求められます。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q：排出が許容されるいおう酸化物の量(Nm<sup>3</sup>/h)

K：地域ごとに定める値

He：補正された排出口（煙突）の高さ(m)